

【平成30年度決算】

令和元年 9月
総務課財政係

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

【歳入】

(単位:千円)

項 目	決算額
地方消費税交付金	258,134
うち社会保障財源化分	113,038

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

款 項	主な事業	事業費	財 源 内 訳		
			国県支出金	その他 特定財源	一般財源
3款 民生費		2,018,472	877,249	108,348	1,032,875
1項 社会福祉費	障害者自立支援給付事業、地域生活支援事業、高齢者福祉費、福祉医療費	1,223,646	392,207	39,636	791,803
2項 児童福祉費	児童措置費、保育園費、施設型給付費負担金、地域子育て支援拠点事業、延長保育促進事業	794,826	485,042	68,712	241,072
4款 衛生費		433,833	9,367	3,989	420,477
1項 保健衛生費	保健活動費、健康増進事業費、母子保健事業費、予防費	163,833	9,367	3,989	150,477
3項 病院費	病院費	270,000	0	0	270,000
合 計		2,452,305	886,616	112,337	1,453,352
一般財源のうち、社会保障財源化分の地方消費税交付金					113,038

※引き上げ分の地方消費税(市町村交付金を含む。)は、消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他の社会保障施策に要する経費に充てるものとされており、用途の明確化を求められています。